

国有財産貸付公示書

下記国有財産を一般競争入札により貸付け（期間入札）します。

記

1 貸付物件

物件 番号	所在地 （住居表示）	地目	数量 （㎡）	都市計画上 の制限等	貸付期間	最低貸付料 （総額）

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 入札に当たって付す条件

落札者は、第1項に掲げる貸付物件を風俗営業、性風俗関連特殊営業又は特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。

4 入札要領及び契約条項を示す場所

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札受付期間

令和 年 月 日（ ） 時から令和 年 月 日（ ） 時まで

(2) 開札日時及び場所

令和 年 月 日（ ） 時から

（参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

6 入札関係書類の交付

入札関係書類は、公告の日から令和 年 月 日（ ）までの間、財務局において交付する。

7 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

① 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関において現金により財務局長等の指定する預金口座に振り込むものとする。

② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

③ 入札保証金には利息を付さない。

## (2) 入札方法

入札は、第6項の規定により交付を受けた入札関係書類を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書（2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）、法人については役員一覧を郵送用封筒に入れて、財務局担当課宛、引受及び配達について記録できる方法で郵送して申し込むものとする。

また、第5項(1)の期間であれば、午前 時から 時、午後 時から 時までの間、財務局担当課へ持参することもできる。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

## 8 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 9 契約不履行

落札者が落札決定の日から 日以内（契約締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上、当該契約書を国に送付する場合には、 日以内とする。）に契約を締結しない場合には、第7項に規定する入札保証金は国庫に帰属する。

## 10 契約書作成の要否及び貸付料支払方法

契約書の作成を要し、貸付料は即納とする。

※ 予決令第101条の2より、貸付期間が6月以上の場合、貸付料を分割納付させることも可能であることから、以下の例を参照の上修正する。

例：貸付料は、原則として毎年一回当該年次分（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）を即納とする。

なお、落札者は財務局と協議の上、適宜分割回数（年賦、半年賦、四半期賦、月賦）を設定し、分割納付とすることができる。ただし、一回の納付額は千円以上とする

## 11 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに財務局のホームページにおいて公表することとなる。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）

の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を財務局のホームページにおいて公表することとなる。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。

## 12 その他

入札者は、本公示書のほか、財務局で交付する入札要領及び国有財産貸付契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和 年 月 日

財務局

※ 別添第1号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換えるものとする。

別添第2号様式（期間入札用）

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産貸付公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条 入札は、財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（月日（ ）から 月 日（ ））まで（必着）に財務局あて引受及び配達について記録できる方法により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札書は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、財務局の預金口座（口座番号等：）に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札書は無効となります。

2 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第6条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した金融機関の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札書に入札者の住所、氏名の記入のないもの
- 3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの
- 4 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 5 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 6 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- 7 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
- 8 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- 9 第5条に規定する入札保証金を差し出さないもの

- 10 一物件に対して一者で複数の入札をしたもの
- 11 最低貸付料に達しない入札をしたもの
- 12 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定並びに国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者が入札したもの  
(予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は「参考」参照)
- 13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの  
なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。
  - (1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの  
(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
  - (2) 次のいずれかに該当するとき
    - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (3) (1)又は(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

#### 14 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第9条 開札は、国有財産貸付公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札関係者の立会いは自由ですが、開札会場へ入る際に、入札物件及び入札者名により入札関係者であることを確認させていただきます。

第10条 落札者は、最低貸付料以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低貸付料以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低貸付料以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

なお、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定

します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

また、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第12条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条 入札保証金は、落札者を除き、第6条第2項に規定する方法により速やかにこれを還付します。なお、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付します。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

第14条 落札者が落札決定の日から 日以内（契約の締結に際し、落札者が隔地にあり国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、 日以内とする。）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

第15条 落札者は、契約締結しようとするとき、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を現金又は財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、財務局の預金口座（口座番号等： ）に振り込むことにより納付するか、これに代えて銀行振出小切手（以下「契約保証金等」という。）により提供しなければなりません。

第16条 前条の契約保証金等は、契約満了時まで又は契約解除時まで、落札者が自己の責任と負担において、貸付財産を原状に回復して、更地で返還された後に所定の手続により還付します。

なお、還付した契約保証金等には利息を付しません。

※ 契約保証金等を納付させない場合、第15条及び第16条の規定は削除する。

第17条 落札者との貸付契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を財務局のホームページに公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をい

う。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 第11条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第18条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

参考

#### ○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

#### ○国 有 財 産 法（抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

※ 別添第2号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換えるものとする。



誓約書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件を第三者に転貸すること。

(分任)契約担当官 財務局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

※ 別添第3号様式中、「財務局長」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局長」、「沖縄総合事務局長」、「財務事務所長」、「出張所長」と置き換えるものとする。